

全公連だより

VOL. 19

令和6年1月1日発行



新倉山浅間公園から望む富士 撮影者：山梨協会



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.19令和6年1月号 目次

1	年頭のご挨拶	2
	全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫	
2	「忬度」をどう乗り越えるか?	3
	上智大学教授 楠 茂樹	
3	災害時協定書を締結した企業様から新製品や業 務の効率化に対する提言	5
	「進化する 3D 点群計測～クラウドソフトウェア の活用による業務の効率化～」 【株式会社トプコンソキアポジショニングジャ パン】	
4	ブロック総会及び研修会等報告	7
5	全国の各協会紹介	16
	【山梨協会】【鹿児島協会】	
6	会務報告	19
	狭あい道路解消シンポジウム、第2回研修会報告	
7	全公連ニュース	22
	全国理事長会議開催案内 会議経過及び今後の会議予定	
8	知っとく情報	23
	「コノエの「標」にまつわるグッズ御紹介」 株式会社コノエ 測量事業本部	
9	全国お役所百景	25
	神戸市役所	
10	編集後記	26

年頭のご挨拶

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫

年頭のご挨拶に先立ちまして、この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様によりお見舞い申し上げますとともに、皆様のご無事と一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



全公連では、被災地で公益法人たる協会が官公署の復旧支援要請等を早急に対応するための支援をできる限り行っていきたくと思っています。

昨年11月には、新型コロナウイルス感染者の感染状況も減少し、やっと社会活動が活発になりかけたところに、一昨年から流行が続いたまま今シーズンに突入したインフルエンザの感染が拡大しており、今後も油断できない状況ではありますが、協会社員の皆様は新しい年の初めを如何お過ごしでしょうか。

昨年も全公連の活動につきまして多大なるご理解と、ご支援をいただき心中より御礼申し上げます。

さて、年末に日調連広報部主催の土地家屋調査士三協会会長新春座談会が行われました。「2023年を振り返って」、「2024の事業計画・展望(短期・中期)」、「業界の長期ビジョン」、「報酬額の低廉化」、「2025年問題(人材不足など)」などの内容について、日調連岡田会長と全調政連椎名会長と私の三者が、2時間にも及ぶ広報部の取材に忌憚のない意見を交わすことができました。

個々の発言について今ここで紹介することは差し控えますが、会報『土地家屋調査士』の令和6年2月号に掲載される上記座談会の記事を楽しみにしていただきたいと思えます。

しかし、この企画により私なりに土地家屋調査士制度を振り返り、改めて業界団体が置かれた立場を理解できた有意義な時間であったと考えています。

現在、社会が求める事象に対応した法整備が進む中で、土地家屋調査士は登記手続の安心と安全を国民に提供し、業界の発展のため何が可能で組織はどうあるべきかを問えば、我々公嘱協会は官公署から選択される唯一無二の組織として、制度の充実発展に向け努力しなければなりません。

そこで、全公連では令和6年度事業方針(案)を現在検討しており、「協会組織の充実と公益目的事業の研究と提言」「協会事業の拡大に向けての法整備」「地図作成業務を主とする協会組織の継続的受託体制の充実(役員・社員の研修)」の三項目を重点的事业として取り組むことを執行部において確認しています。

まだ詳細については流動的ではございますが、これらは研修会等におけるアンケート結果より選択した事項であり、全国の協会が全公連に求める最重要課題であると認識しております。

また、昨年は近畿ブロックにおいて日調連主催、全調政連、全公連等共催による狭あい道路解消シンポジウムを神戸市で開催しており、その開催地となった兵庫県土地家屋調査士会のご尽力により、盛会のうちに終えることができました。開催にあたり多くの協会役員や社員の皆様にもご協力いただきました。改めて御礼申し上げます。

この三会共催によるシンポジウムは、次年度中部ブロックの北陸三県が担当となり石川県において開催予定でございます。今後とも継続事業として行うことを三会において申し合わせており、これらの共同事業も重点的事业として捉えてまいります。

今後も全公連として充実した事業展開を通じ、各協会の事業拡大に向け努力してまいりますので、協会社員の皆様の変わらぬご支援とご協力をお願いして年頭のご挨拶といたします。



神戸市役所 展望台からの外観

「忖度」をどう乗り越えるか？

上智大学法科大学院・法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

「忖度」というと少し前は政治の場面で用いられる言葉だったが、今では芸能界のニュースでよく見かける言葉となった。いうまでもなく、某巨大芸能事務所をめぐるメディアの忖度が盛んに取り上げられた体。



この事務所の創業者であったカリスマ社長が亡くなった後、それを待っていたかのように公正取引委員会がこの事務所に注意を行なった。テレビ局を中心とした大手メディアがこの事務所からの取引停止、取引排除を恐れて、その意向を暗黙のうちに汲み続け、その結果、事務所を辞めたタレントや競合事務所の男性アイドルを番組に出さないという行為に出たという疑いである。しかし、公正取引委員会がこの事務所からの圧力の存在を疑い調査を進めたが、芸能事務所からの露骨な圧力は確認できなかったし、そのような言質も取れなかった。そこで違反の認定には至らず注意をするに止まった。注意とは将来的に違反につながるおそれがあるという場合になされるものである。

そこで出てきた問題がメディアによる忖度だ。忖度とは相手の事情を慮るというのが元々の意味であるが、最近では脅威を感じる相手の顔色を伺うという悪いニュアンスで用いられている。要するに、相手をおそれ迎合するというのだ。その程度が強ければ強いほど、相手は余裕ができるので敢えて圧力をかけるまでもない。カリスマ級の親分が普段優しく振る舞うのは、脅して圧力をかける必要もないくらいその地位が圧倒的だからだ。怒らせたら恐ろしい報復が待っている。周囲は勝手に迎合し始める、そんな構造を「今風の」忖度が含意する。芸能事務所の意向を先回りして受け止め、露骨な圧力に至らずとも暗黙の了解で対応する。だから明確な証拠が出てこない。

ただメディアは一方的な被害者ではない。芸能界をめぐるメディアの忖度の構造も、結局は自分の都合でそうしているからメディア側にも責任がある。社会問題となった一連の性加害もメディアは当初、半ば無視の状態だった。

今、ある歌劇団もその存在を揺るがす大きなスキャンダルの最中にある。過重労働、パワハラ、イジメといった問題が取り沙汰されている。詳細な事実は明らかにされつつあるが、どこか関係者には遠慮がちな印

象を受ける。この劇団も圧倒的な地位を誇り、その経営母体は関西随一の大企業だ。このスキャンダルをめぐりメディアを含む関係者が深く切り込めないのはさまざまな忖度の構造があるからではないか、と疑われている。

忖度は公共契約でも発生し得る。かつては公共工事を典型として指名競争入札が一般的に用いられてきたが、発注者に嫌われれば指名から外されてしまう危険があるので受注業者は発注機関に隷属し易い関係にあった。発注者都合の契約変更なのに金額を増やしてもらえない。トラブル処理などの契約外の仕事を押し付けられる。政治家がこれに食い込めば、その資金源とされた。しかし、仕事を失うリスクを回避するためにその要求を飲まなければならず、やがて勝手に忖度するようになり自発的に動くようになる。それが自らの利益を最大化し、損失を最小化するものと学習するようになり受発注者間の安定的な関係が築かれる。

関係が悪化になると、割の合わない契約を半ばボランティアで続けることになるかもしれない。過去がそうだったのだから今後もそうであるべきということで、必ずしも経営上合理的とはいえない随意契約を続けてしまっていることはないだろうか。競争入札でのダンピングが横行することで元となる官積算の基準が切り下げられ続けて、随意契約の契約金額もズルズルと低くされている事案はないか。このコラムで再三再四指摘してきたように、品質の低い業者との底なしの価格競争を発注者が放置したことで公共事業の計画遂行に支障が出るおそれはないか、徹底した検証が必要だが、競争入札だけが問題ではなく随意契約であっても無反省に低価格での受注を受けてしまっている事例はないだろうか。公共嘱託業務を専門に扱う公嘱協会にとって公共機関はパートナーそのものであるし、その逆も然りだ。土地家屋調査士法 63 条の規定は、元々随意契約に相応しい適格な組織体の必要性に導かれて設けられたはずであるが、今では歪められてしまっており一部発注者においては過度なダンピング競争をさせる事態になっている。随意契約であっても公嘱協会が頼られて不当に低い値段で受注し続けているケースもあると聞く。

しかし、立ち止まって考えて欲しい。将来への投資があって初めて持続可能な業務になるのであるから、

一定の適正な金額は維持されるべきなのである。法令上競争入札がそれを導くことが予定されているのだがそれが機能しない。その結果、随意契約まで悪影響を受ける。公共の活動は持続可能が生命線である。受注する側の持続可能性に配慮のない公共契約は、結果、国と地方を衰退させる。

確かに随意契約なのにも拘らず低価格で受注してしまうということは、脅威を感じる相手に対する迎合という意味での今風の忖度ではなく、相手の立場を慮ってよかれと思って受けてしまう（現状に甘んじてしまう）本来の意味での忖度かもしれない。それはある種の信頼関係があるから、なのかもしれないが、しかし、そういった忖度が相互に成り立って初めて両者の間の信頼関係が形成されるといえるではなからうか。少なくとも国土交通省は、お互いに納得のいく適正な契約の実現を現在、目指そうとしている。地方整備局では公共嘱託業務において品質確保基準価格を設けてダンピングの徹底的な排除を進めていると聞く。随意契約においても各受注業務のスキャンが必要だ。

令和5年11月29日、公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表した。そこでは、高騰する労務費に見合った費用負担を受発注間で平等に負担すべきだという。この負担を一方当事者に押し付けるようなことがあれば公正取引委員会は優越的地位濫用規制違反を認定し、法的制裁の対象として扱うと宣言したのである。これは内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会が令和3年12月27日に共同で発出した宣言である、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を受けてのものである。資材等、上昇した費用について取引当事者間で平等で負担せよ、ということである。これを政府一丸になって取り組むという。公共契約であれば、国や地方自治体は、業者側が負担するコストに見合う支払いを適正に行えというメッセージに他ならない。実際、この宣言において国土交通省は次の通りのコミットメントを表明している。

公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。

当然、これには公嘱業務も含まれるはずだ。この宣言には内閣官房も含まれているのであるから、政府全

体の指針といえ、国土交通省以外の国の公嘱業務の発注者、そして総務省を通じて各地方自治体にも及ぶべきものである。

この公正取引委員会の指針、そしてその元となった政府の宣言の意義は大きい。官民間の関係においてはその立場の違いもあって民が官に忖度する傾向が強く、必ずしも持続可能な形での契約になっていなかった場合も少なくない。しかし、これらの官公庁のコミットメントは、官公庁の方が積極的に民間受注者のことを、「良い意味で」忖度せよ、という動きである。つまり、民間受注者の置かれた状況をよく理解し、将来への投資も十分な可能なものとなるような、適正な価格での契約を求めているのである。もちろん、契約者の選定においては会計法や地方自治法が求める競争の手続は重要である。しかしそれはコストや利益を無視したものであってはならない。品質での勝負が重要だ。

悪い意味での忖度から、良い意味での忖度に。今、大きな変革の動きが進んでいる。

（了）

進化する 3D 点群計測～クラウドソフトウェアの活用による業務の効率化～

株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン Geo 事業推進部 加藤 丈典

距離測定のためのレーザーを、計測対象に連続的に照射することで、表面形状の高密度な 3次元座標 (3D 点群データ) を測定する 3D レーザースキャナーは、2000 年ごろに登場し、当初はプラントの工業計測や文化財のアーカイブ化などで活用されておりました。

そして 3D 点群計測は、3D レーザースキャナーや以前にご紹介したレーザースキャナートータルステーション、UAV による空中写真測量、さらに民生品のモバイル端末にも LiDAR が搭載されるなど、現在においてはニッチではなくメジャーな技術となってきています。その活用分野は、測量のみならず ICT 技術の全面的活用を目標とした「i-Construction」の施策もあり、土木・建築分野での利活用も増えています。土地家屋調査士の皆様の業務においても、紙の図面しかない建物の形状計測、土地建物周囲全体を 3D 点群データで計測し、リフォームの際の景観シミュレーションなどでも活用されるなど、用途の広がりを見せています。今回は、株式会社トプコン (以下トプコン) が発売した 3D 点群計測を効率化するクラウドソフトウェア『MAGNET Collage Web』についてご紹介いたします (写真-1)。

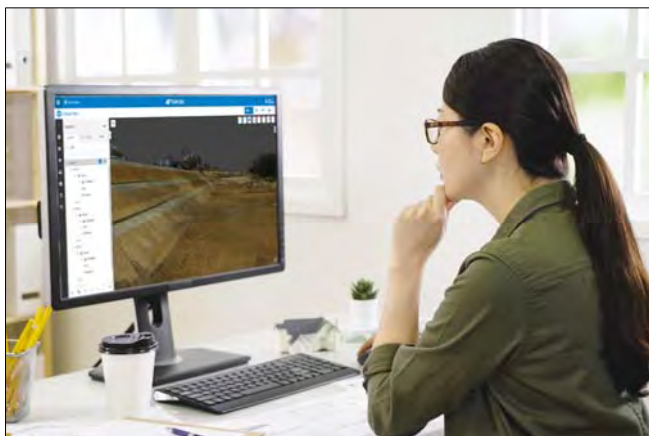


写真-1:『MAGNET Collage Web』のイメージ

1. 3D 点群計測技術と現状の課題

従来の、土地家屋調査士の皆様がお使いの主な測量機器として、トータルステーションや GNSS などが挙げられ、これらは「一点」を「高精度」に測定する測量機器です。このような「単点測量」を行ってきた測量分野に対し、3D レーザースキャナーや UAV による空中写真測量では、短時間で大量の 3D 点群データを取得することで「面管理」を行うことが可能です。こ

の「面管理」については土木・建設分野における「i-Construction」でも触れられていますが、「土量の算出」や「対象物の形状把握」に大きなアドバンテージを持っています。また計測した現場の全体を 3D 点群データとして保存するため、座標測定・距離測定・土量計算・断面作成等の計測作業を、取得した 3D 点群データから、事務所で好きな時に行うことが可能となりました。結果、外業時間を大幅に短縮するだけでなく、再測等の手戻り作業が減ることで、大幅な作業効率・生産性の向上が見込めるのです。

ただし 3D 点群データは、計測の後に解析することで初めて成果となりますが、この解析には高性能なワークステーション級の PC が必要であることに加え、ソフトウェアが高価で解析手順が複雑なこともあり、導入へのハードルとなる場合があります。

2. 解析作業にクラウドソフトウェアを活用

現代ではネットワークや PC の技術発展により、様々な場面で「クラウド」の活用が進んでいます。そこで、トプコンでは「ブラウザやアクセス手段、デバイスに依存しない」といったクラウドの特徴に着目しました。そして、クラウド上に 3D 点群データの解析エンジンを搭載し、現場で計測した 3D 点群データをアップロードすることで、後の解析作業についてウェブブラウザを介して行うことができる、クラウド型 3D 点群解析ソフトウェア『MAGNET Collage Web』を販売しています (写真-2)。

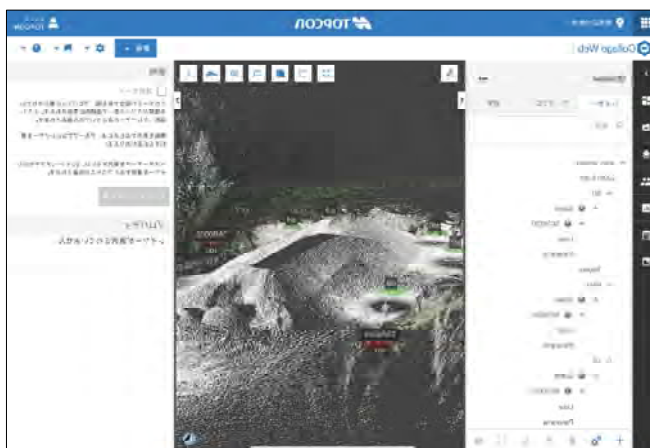


写真-2:『MAGNET Collage Web』解析画面のイメージ

『MAGNET Collage Web』は、インターネットに接続できるどのようなデバイスでも 3D 点群データの解析

が可能となります（写真-3）。



写真-3：インターネットに接続できるデバイスなら解析が行える

ですから、高価なワークステーション級の PC やソフトウェアの導入コスト削減につながるほか、以下の利点が挙げられます。

- ・現場は計測しデータをアップロード、事務所で解析を行うといった協業ワークフローの実現
- ・ソフトウェアのアップデートを行わずとも、常に最新バージョンのソフトウェアが利用できる
- ・データの共有や閲覧もウェブブラウザ経由で簡単・短時間でできる

3. クラウドソフトウェア活用による「働き方改革」

ここで、「クラウド活用による協業ワークフロー」という利点について、もう少し説明いたします。従来の 3D 点群計測業務では、現場で計測した後事務所に戻って解析、出張時には高性能 PC を持参して解析

と、計測作業者に業務が集中していたことが多かったと推察いたします。

『MAGNET Collage Web』を活用すれば、計測作業者はデータをクラウドへアップロードするだけで、事務所など現場から離れた場所にいるデータ処理担当者が、即座に解析を開始する協業ワークフローが構築できるのです（下記 図-1）。

このワークフローによる協業は、1人当たりの作業負担の軽減や労働時間の短縮だけでなく、計測から解析までの作業全体の時間短縮をも実現できるのです。目前に迫る建設業界の週休2日制への対応が求められる中、生産性向上への手段として有効であると考えます。

4. 終わりに

3D 点群計測技術については、各社より様々なハード・ソフトが開発・リリースされる時代となりました。また、i-Constructionでの3D点群データを活用した「面管理」が、土工、舗装工に加えて、今では、構造物工、BIM/CIMにまで拡がりを見せている中で、これまで以上に「簡単に」「短時間で」「精密な」3D点群計測および解析が行えるソリューションの開発が重要になってくると考えます。そのためにも、我々メーカーとしては課題点とその解決策を模索し続け、皆様の業務改善に貢献してまいります。

【お問い合わせ先】

株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン
東京都板橋区蓮沼町75-1

Tel：03-3558-2517

URL：https://www.topconpositioning.asia/

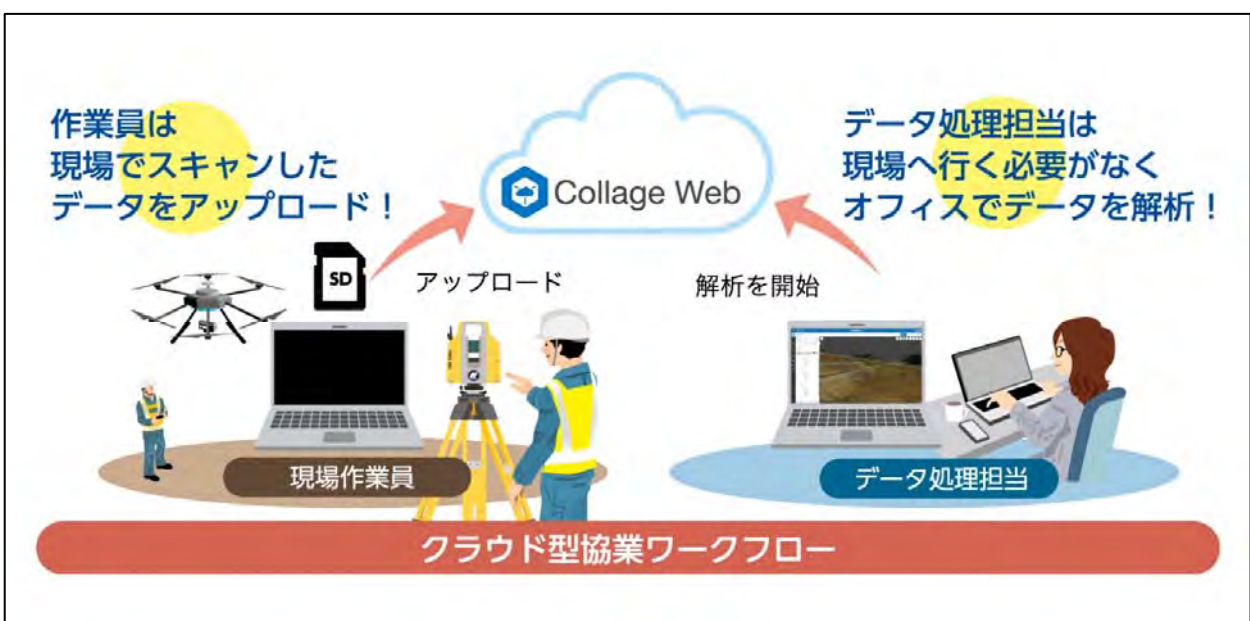


図-1：『MAGNET Collage Web』による協業ワークフローのイメージ

ブロック総会及び研修会等報告

○関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第37回通常総会

開催日時：令和5年10月22日（日） 午後3時開会
開催場所：シャトレゼホテル談露館

出席者：構成員総数35名 出席者31名（内委任状出席9名）

来賓：全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会副会長 望月繁和様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事 高橋宏明様、山梨県土地家屋調査士会会長 芦澤武様、山梨県土地家屋調査士政治連盟会長 秋山貢様

司会：山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会総務部長 黒瀬純宏

議長：山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長 伊藤和義

開催に先立ち物故社員に対する黙とうをささげ、安田欣市副会長の宣言により総会が開会いたしました。議長は山梨協会の伊藤和義副理事長により進行され、本総会の成立について司会者より出席者数の報告がされ、議長は本総会の成立を宣言したのち議事の審議に入りました。

- 第1号議案：「令和4年度事業経過報告承認の件」
- 第2号議案：「令和4年度収支決算報告承認の件」
- 第3号議案：「令和5年度事業計画（案）承認の件」
- 第4号議案：「令和5年度収支予算（案）承認の件」
- 第5号議案：「役員改選の件」

全議案について慎重な審議がなされ、賛成多数により可決承認されました。

新役員につきましては次の方々が選出されました。

- 会長 越智眞琴（神奈川協会）
- 副会長 安田欣市（静岡協会）
- 副会長 加藤 実（埼玉協会）
- 監事 渡辺政次（新潟協会）
- 監事 西海幸雄（山梨協会）

以上をもって本通常総会の議案審議が終了し、休憩後来賓の皆様をお迎えし、全国公共嘱託登記土地家屋

調査士協会連絡協議会副会長望月繁和様、山梨県土地家屋調査士会会長芦澤武様、山梨県土地家屋調査士政治連盟会長秋山貢様より温かい祝辞を賜りました。

総会後には懇親会が開催され、各協会同士親睦を図れたことと思います。

翌日には静岡協会安田欣市理事長によります狭あい道路解消の取り組みについての研修会、株式会社オプトシステム佐野真也氏、静岡協会平井謙次理事による14条地図作成業務システムの紹介と研修会が開催されました。



会場風景

今年の5月より、感染症法第5類の扱いとなった新型コロナウイルス感染症の脅威から少し自由になった中での総会、懇親会の開催はとても有意義な時間となり、参加された皆様に感謝を申し上げます。

関ブロ研修会報告

山梨協会 理事長 西海 幸雄

令和5年10月22日と23日の両日において甲府市にあるシャトレゼホテル談露館において関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、第37回通常総会が開催されました。1日目の通常総会が無事に終了し、2日目に静岡協会理事長、安田欣市

先生と株式会社オプトシステムの佐野真也様を講師に招き2部構成で研修会が開催されました。出席者は関ブロ管内の正副理事長及び山梨協会の常任理事の約40名で研修を行いました。

第一部は「狭隘道路について」と題し安田欣市先生により静岡県清水市で行われている事例をもとに説明を受けました。清水市の場合、狭隘道路の道路後退線の決定については最初に現況測量を実施して道路中心線を仮決定し片側へ2m確保したラインを道路後退線とするとのことでした。そして道路後退後の計画図までを作成して官公庁と打合せをするとのことでした。現在、建築基準法で「道路中心線から2mセットバックする」と規定されていますが各官庁で道路中心線の決め方がまちまちです。早急に統一した道路中心線の決定方法を示してもらいたいものです。この研修会の翌日には兵庫県神戸市において日調連主催、全公連と全調政連共催の「狭隘道路解消シンポジウム」が開催されました。全国で積極的に狭隘道路の解消を推進する動きが始まったと思います。神戸市は平成7年に「阪神・淡路大震災」を経験しています。やはり災害を経験している地区の方々の話を聴くことは大切であり言葉に重みがあります。災害は突然発生し道が狭ければ緊急車両が目的地まで到着することが出来ず助かる命も助かりません。土地の一部を道路用地として提供することは意に反しますが災害から命を守ることを考えれば狭隘道路は解消していくべきと考えます。

第2部の研修は「法14条地図作成作業立会いシステムについて」と題し株式会社オプトシステムの佐野真也様より講演をいただきました。現在、全国の法務局で行われている地図作成作業は作業量も多く、時間にも制限があるのでデジタル機器を利用し作業を効率よく進めていくというものです。立会い現場にタブレットを持参し立会い情報を入力し現場と現地事務所を連動させるという方法でした。一日の立会い作業終了後の内業についても効率がよいと思います。これからも地図作成作業が続くことを考えれば導入を検討する余地はあると痛感し研修会は終了しました。

○近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第36回通常総会

開催日時：2023年10月6日(金) 午後3時
開催場所：奈良市三条本町8-1 ホテル日航奈良
出席者数：58名
来賓：奈良地方法務局局長 井川良様、土地家屋

調査士会近畿ブロック協議会会長大阪土地家屋調査士会会長 中林邦友様、京都土地家屋調査士会会長 中島昌行様、兵庫県土地家屋調査士会会長 三嶋裕之様、奈良県土地家屋調査士会会長 藤村義朗様、滋賀県土地家屋調査士会会長 松井利彰様、和歌山県土地家屋調査士会会長 服部正様、土地家屋調査士政治連盟近畿ブロック協議会会長和歌山県土地家屋調査士政治連盟会長 長岡史郎様、大阪土地家屋調査士政治連盟会長 加藤幸男様、京都土地家屋調査士政治連盟会長 西田盛之様、兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長 橋詰繁美様、奈良県土地家屋調査士政治連盟会長 貫渡利行様、滋賀県土地家屋調査士政治連盟会長 國本昭夫様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会副会長 堀次夫様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事 熊谷直樹様

議長：大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 船原大弘

副議長：兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 堀次夫

司会：奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会常任理事 中野浩之

最初に滋賀協会中野理事長が開会の宣言を行い、物故者への黙祷を行いました。続けて近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長森本英利が挨拶を行い、上記のとおり議長、副議長を選出、議案の審議と進んでいきました。議案は以下のとおりです。

- 第1号議案 2022年度事業報告承認の件
- 第2号議案 2022年度収支決算承認の件
- 第3号議案 2023年度事業計画(案) 承認の件
- 第4号議案 2023年度収支予算(案) 承認の件
- 第5号議案 役員改選の件

議案については執行部からの説明が行われ、質疑応答の後に決議を行い賛成多数で承認可決されました。新役員につきましては以下のとおりです。

- 会長：森本英利(奈良協会理事長)
- 副会長：船原大弘(大阪協会理事長)
- 宮坂雅人(京都協会理事長)
- 堀次夫(兵庫協会理事長)
- 中野正章(滋賀協会理事長)
- 吉田秀幸(和歌山協会理事長)
- 監事：西尾光人(京都協会副理事長)
- 牛場隆雄(滋賀協会副理事長)

議案審議の終了後、一旦休憩を挟んで上記の通りご来賓の皆様をお迎えしました。又、奈良地方務局局長 井川良様、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会会長大阪土地家屋調査士会会長 中林邦友様、土地家屋調査士政治連盟近畿ブロック協議会会長和歌山県土地家屋調査士政治連盟会長 長岡史郎様、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会副会長 堀次夫様から丁寧な祝辞を頂戴致しました。

その後、司会者による祝電の披露が行われ、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長 長村護が総会の閉会の辞を述べました。

この後、ご来賓の皆様を交えての懇親会を開催しました。令和元年の京都での総会以来4年ぶりの懇親会となりました。皆様、各テーブルでは活発に情報交換が行われ懇親を深められたことと思います。又、ささやかながら余興も行われ好評を博しました。

最後に参加頂きました皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

令和5年度中嘱連研修会

開催日時：令和5年6月10日（土）

9時から11時30分

開催場所：KKRホテル名古屋

出席者：中嘱連各県協会役員及び社員

第一部「委員会報告」中嘱連 きっかけづくり委員会

これまでの委員会活動で、各県協会において受託のきっかけとなった事例を集約してきた。今回の研修会でその成果を発表することで、中嘱連各県協会が新たな業務を受託できるきっかけとすることを目標としている。

① 岐阜協会

公益目的事業推進会議を行い、きっかけづくり委員会での資料を活用し、各地区の新規業務提案及び啓発活動の策定について検討し、事例の検証、業務提案、啓発活動への活用についてワーキンググループ形式で行った。また、各地区から次年度に向けての新規業務啓発目標を発表した。具体的には、19条5項指定の推進や狭あい道路拡幅整備事業の拡充、登記調整業務の発注に向けての啓発等挙げられた。

② 富山協会

役場より、林道拡幅業務に伴う分筆登記の相談を受けた際に、請負業者との棲み分けについても相談された。当協会が関係資料を調査し、問題個所を抜き出し検討、請負業者に必要な指示を出し、調整作業を行い、現地での立会にも同行し、筆界などについて助言をした。完成した画地調整図をもとに登記に必要な測設箇所を請負業者に指示し、請負業者が現地に杭を測設。その杭を調査士が点検し、測量図・調査報告書を作成し、役場担当者が申請をした。

その結果、登記が円滑に完了した。この案件では、請負業者と調査士との棲み分けがしっかりとできており、継続で受託することができた。

③ 三重協会

例年行われている県用地担当課の初任者研修について、コロナ流行のため、DVDを作成することとなり、密に打合せを行えたため、県から公嘱協会への要望等を聞くことができた。

また、以前から県職員が戸籍を収集する際、知識不足から多大な負担となっていることを相談されたことから、「登記総合調整技術業務」として県の単価に組み込まれ、実際に受注に至った。

④ 福井協会

先進業務としてリモートセンシング業務を紹介する。微細地形図とは、セスナ等からのレーザー測量によって、微細な地形を可視化した地形図である。また、GeoTIFFとは、微細地形図に位置情報（世界測地系の座標値）を与えるファイルであり、世界測地系の測量図やグーグルアースに画像を貼り付けることができる。これらを使用することで、字界や筆界の根拠となる地形の変化点などを確認の上、その座標値を読み取ることができた。それにより、現地における調査測量の範囲を大幅に縮小でき、山間部における事前調査に最適であった。

⑤ 石川協会

官民境界確認補助業務の啓発活動としてとある市を訪問したところ、担当者から建築確認申請の際、申請地が法定外公共物と接している場合は、境界に関し内水整備課の審査を受けることになっている。年間450件程度の申請があり市関係の財団に委託しているが、境界に関する専門家ではないため不安だと伺った。

対象業務の境界は管理境界であるが筆界と密接な関係があり、筆界の調査なしでは判定できないという意味で土地家屋調査士の業務であると判断した。調査士は境界のこと以外の知識も豊富なので頼みたいと

いうことで、受注に結び付いた。

⑥愛知協会

実務担当者会議にて、各地区のリーダーである支所長・分所長に対して、受託に至ったきっかけづくりについて共有した。いくつかの業務について、きっかけとなった事案やその過程、結果等具体例を紹介した。

また、きっかけづくりシートを作成し、現状把握シートにて各業務の現状分析を行い、啓発の重要度を検討し、優先順位を決め、テーマを検討する。その後アクションプランシートにて、そのテーマをどのように伝え、相手の満足条件を満たし、納品後の評価を高めていくかを検討することを紹介した。



講演風景

第二部「災害復興支援業務について」～災害は必ずやってくる～ 愛知協会 災害復興支援研究委員会

災害が発生した時に発注されるであろう業務について、フローチャートを用いて発注時期・内容を説明した。具体的には、倒壊建物滅失調査業務、地図実態調査業務、街区単位修正業務を紹介した。

災害復興支援は、土地家屋調査士の使命であり、公益社団法人である公嘱協会の使命である。災害が発生してから準備をしているだけでは、国民の期待に沿えないので平時より準備していきたい。我々には日常業務でも活用できる知識・技術があるので、復興支援業務は他人事ではない。



○中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第35回通常総会

日時：令和5年9月22日（木）14時00分から16時30分
場所：山口県下関市竹崎町四丁目4番8号シーモールパレス

出席者：構成員15名、オブザーバー5名

来賓：全公連会長 榊原典夫様、調査士会中国ブロック副会長 乗川慎二様

中公連庶務の常松耕治より来賓紹介があり、榊原典夫全公連会長より祝辞を賜った。出席者の確認をおこない総会の成立を宣言したのち、門脇浩泰中公連会長が議長となって以下の議案について審議が行われた。

第1号議案：第34期事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案：第35期事業計画並びに収支予算案審議の件

第3号議案：役員改選



会場風景

【総会 審議事項とその結果】

第1号議案 第35期事業報告並びに収支決算報告承認の件

常松庶務から第35期事業報告が行われた。引き続き、収支決算について曾田会計から報告が行われた。藤谷監事より適正に処理されている旨の報告がされた。

以上の報告について質疑を求めたところ、質疑はなく第1号議案について承認を求めたところ全会一致で承認された。

第2号議案 第36期事業計画並びに収支予算審議の件

常松庶務から第36期事業計画案について説明があった。

以上の報告について質疑を求めたところ、質疑はなく第2号議案について承認を求めたところ、全会一致で承認された。

第3号議案 役員改選について

常松庶務より、本年度は、役員改選の年である。会長1名、副会長4名、監事2名について選任をお願いしたい。

なお、会長が欠けた時の代行順位について（会則6条第3項）も協議してほしいとお願いした。

議長は、構成員に諮ったところ、以下のように決定承認された。

役職	所属協会	氏名	備考
会長	山口	八田 廣	
副会長	広島	松野 正智	
副会長	鳥取	太田 達男	
副会長	岡山	粟井 洋充	
副会長	島根	門脇 浩泰	
監事	広島	藤谷 博司	
監事	岡山	中村 輝治	
庶務	山口	川口 尚徳	会長が委嘱する（会則第5条第4項）
会計	山口	山田 篤志	

庶務、会計については、八田会長より山口協会の川口尚徳、山田篤志を指名し両者とも承諾した。

情報交換会報告書

総会終了後に全公連榊原会長を交え意見交換会を開催した。

- 全公連会長榊原典夫氏より狭あい道路について別紙資料（狭あい道路解消に係わる国の予算の増額及びガイドラインの周知について）に基づき概要説明を受けた。
- 各県協会からの意見
 - 公用の閲覧申請について質疑があり、榊原全公連会長が全公連事務局に資料があるので提供の旨を表明された。
 - 筆界確認書の扱いについて質疑があった。

○九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第36回通常総会

日時：令和5年10月20日（金）15：30～16：30

開催場所：城山ホテル鹿児島 5階 ルビーの間

議長 福岡協会 松尾会長

審議事項及び報告

報告事項

報告第1号 全公連経過報告

報告第2号 令和4年度事業報告

議案

第1号議案：令和4年度収支決算承認の件（監査結果報告）

異議無く賛成多数により承認

第2号議案：令和5年度事業計画（案）決定の件

異議無く賛成多数で可決

第3号議案：令和5年度収支予算（案）承認の件

異議無く賛成多数により承認

第4号議案：役員改選の件

任期満了に伴う役員改選であり、以下の通り。

異議無く賛成多数により、役員が選任された。

会長 花本政秋 福岡協会理事長

副会長 島袋裕二 沖縄協会理事長

監事 近藤 聡 熊本協会理事長

第5号議案 次期開催地決定の件

宮崎にて開催を決定。異議なく賛成多数で可決。

セレモニー開催

ウィズコロナからアフターコロナに移行し、久しぶりに制限のない通常総会を開くことが出来ました。役員改選も行われ、会長に花本政秋（福岡協会理事長）が選任されました。

通常総会議案につきましても、全会一致ですべて承認可決されました。

セレモニーも開催し、鹿児島地方法局局長をはじめ多数のご臨席を賜りました。



会場風景

終了後は懇親会を行い、各会情報交換など有意義な時間となりました。

最後に、ご参加の皆様には本土最南端の鹿児島に足を運んでいただき、誠にありがとうございました

○東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第36回通常総会開催報告

東公連幹事 八巻真人

去る令和5年10月4日・5日に山形県山形市「ホテルメトロポリタン山形」にて、第36回東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会が開催されました。

通常総会の式典には、山形県知事吉村美栄子様代理 県土整備部次長森谷健様、山形市長佐藤孝弘様代理 都市整備部長 伊藤林也様をはじめ、多数のご来賓にご臨席を賜りました。



総会全景



来賓の皆様

【総会概要】

山形協会高梨富副理事長の司会進行のもと、物故者への黙祷を行い、鈴木洋一会長が挨拶し、総会の構成員を紹介しました。引き続き慣例により、山形協会木村裕次理事長が議長に選出され議事が進行されました。

◇報告事項

1. 第 35 期会務報告の件・・・東公連 八巻真人幹事より報告
2. 第 35 期収支決算報告の件・・・東公連 八巻真人幹事より報告

◇議事

1. 事業計画及び収支予算案の件

東公連田中正平幹事より議案書の内容について詳細に報告がなされ、全会一致で承認された。

2. その他

次回担当会確認の件について、宮城協会鈴木洋一理事長より岩手協会との提案があり、岩手協会佐藤吉和理事長の同意を得て、全会一致で承認されました。

総会本会議終了後榊原典夫全公連会長から少ない時間の中ご講話をいただきました。今後の運営や業務の営業活動に役立つお話ばかりでした。

その後、山形地方方法務局統括登記官一戸貢様を講師に迎えて所有者不明土地の発生予防・利用のための不動産相続の申請について研修会を行いました。

2日目は、「公嘱業務処理システム 会務会計システムについて」株式会社オプトシステムから運用及び操作方法について、説明をいただきました。

その後は、テーマごとに各協会の実情等の情報交換を行いました。

最後は、次期開催協会の岩手協会佐藤吉和理事長により閉会の挨拶があり、総会次第がすべて終了いたしました。

○北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

令和 5 年 7 月 14 日札幌市土地家屋調査士会大会議室にて定時総会后、全公連理事赤間一秋様を講師にお招きし、「官公署業務に関する取組について」と題して宮城協会と仙台市の事例を基に研修を行いました。

北海道ブロックから 12 名の役員が参加致しました。

宮城協会と仙台市では登記等業務委託に関する協定書を締結し単価契約にて仙台市が不動産の取得又は売払い及び財産管理等に係る業務を受託しています。

協定書の内容としては、申請手続業務・調査業務・測量業務・書類の作成と分かれており、個々に単価が記載され報酬加減率についても別紙にて記載のあるものである。

例えば画地調整の難易度区分を「容易」「普通」「困難」

「非常に困難」と分け「容易」の定義として、土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料（各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等）があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合と定義しております。

嘱託登記委託料金に関する取扱いについても例を挙げわかりやすいよう工夫がされています。

北海道ブロックとしても業務拡大に向けて官公署に啓発活動を行っていききたいと思います。



講演風景

○四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士 協会連絡協議会

令和5年度（第37回）定時総会

開催日時 令和5年10月6日（金）13:00～
開催場所 愛媛県松山市大手町一丁目10番10号
ホテルマイステイズ松山 2階「フェスタ」
令和5年度 四公連定時総会 報告

本年の四公連総会は、愛媛県松山市での開催でありました。毎年輪番の当番会ですので、本年度は愛媛協会さんの設営により定時総会の開催となりました。総会の会場はコンパクトではありましたが、無駄なく丁寧に準備され、出席者の距離間も近く、各協会の社員同士の親睦にも効果があったのではないのでしょうか。また、総会冒頭より岡田潤一郎日調連会長及び榊原典夫全公連会長のお二人にもご出席いただき、定時総会としても盛大に行えたと思います。お二人の会長には書中にて恐縮ですが感謝申し上げます。

そして定時総会ですが、報告事項と審議事項の第1号議案から第4号議案まで滞りなく終えることが出来ました。これをもって、令和5年度の四公連運営が新たにスタートすることになりました。審議にご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

また、総会中盤には日本大学危機管理学部の木下誠也教授より「公共調達と品確法」をテーマにした講演会が開催されました。これまでの貴重なご経験と、豊富で専門的な知識や、公共調達の環境についてお話を頂き、我々公嘱協会の社員も公共調達についての理解が深まったと実感しています。四国という地域を対象として共通するテーマに基づき、研修を受けることが貴重な経験となることを実感致しました。

そして、総会の懇親会ですが、懇親会冒頭にナサニエル・ローゼン氏によるチェロの演奏がありました。なかなか日常では聞くことの出来ない演奏であり、これもまた貴重な出会いであったと嬉しく思います。演奏前のピアノ等の搬入もご苦労されたことと思います。ご準備いただいた方々に感謝申し上げます。素晴らしい音楽の演奏にて、松山での総会を締めくくることが出来たと思います。そこからは勿論、盛大な懇親会となり、2次会3次会とお付き合いいただいた皆様も楽しい松山の夜を過ごしていただけたと思います。

最後になりますが、以上の様に松山での四公連総会はとても充実した一日となり、愛媛協会の皆様の入念な準備や、講演会の段取りが丁寧に行われていることが感じられるものであったと思います。出席させてい

ただいた社員を代表致しまして、愛媛協会の皆様に感謝申し上げます。

以上、本年度の四公連総会の報告とさせていただきます。

四国ブロック協議会研修会

1日目

日時 令和5年10月6日（金）14:00～15:30
場所 ホテルマイステイズ松山 2階 フェスタ
愛媛県松山市大手町一丁目10番10号
講師 日本大学危機管理学部教授 木下誠也 氏
演題 「公共調達と品確法」

報告内容

1日目の研修会は日本大学危機管理学部教授木下誠也氏による、「公共調達と品確法」について、我々公嘱協会が直面している公共調達について、ご講演頂きました。

講師の木下誠也教授は国土交通省のご出身であり、公共調達について、現在の環境を中心にご説明頂いたものであります。我が国の入札制度及び今後の入札制度の改革等を交えながら、土地家屋調査士業務の入札への課題について、お話をいただきました。

また、具体的には地方自治法や会計法等の入札制度についての根拠となる関係法令等も併せて説明頂き、入札の法的な手続きや背景に触れることが出来た講演内容でした。

そして、実際の入札における不調・不落の発生率や策札率について、過去のデータを基に数十年に渡る推移を示しながら現実の入札環境を教えていただきました。また、それらの入札の現実について、要因を示しながらの解説を頂き、併せて、他の国の入札制度との比較を交えながら理解を深めていくことが出来る内容でありました。

そして、品確法の改正や公共調達の適正化についての財務大臣通知も取り上げていただき、公共調達に関する国の取組を学ぶことが出来ました。

講演の最後には公共調達に関する制度改善の提案にてしていただき、改めて、我々が進むべき公共調達の環境の厳しさにも触れることが出来るご講演であり、充実した研修内容でありました。

2日目

日時 令和5年10月7日（土）9:00～11:50
場所 ホテルマイステイズ松山 2階 フェスタ
愛媛県松山市大手町一丁目10番10号
講師 早稲田大学教授 山野目 章夫 氏

演題 「所有権の境界を主題とする2つの法律を考える」

報告内容

2日目の研修会は、早稲田大学教授山野目章夫氏による、「所有権の境界を主題とする2つの法律を考える」についてお話を頂きました。

不動産登記法や土地家屋調査士法ではなく、「土地基本法」を中心に土地家屋調査士の日常業務を交えながらの講演内容でありました。「伊予の調査士のトッポ話」をタイトルとしながら測量の精度や誤差、そして境界明示についてのお話をちりばめながらの説明で

ありました。

そして、相続土地の国庫帰属制度についての説明がありました。

こちらの研修内容は「土地基本法」や「相続土地国庫帰属制度」の話ではありましたが、我々が日常的に扱う「筆界」についてのお話を頂いたものと実感し、今まで行って来た日常業務や今後取り組んでいく業務について、土地家屋調査士が心に留めておくべき知識や心構えに繋がる内容であったと実感するものでありました。

以上、2件の研修会について報告致します。



全国の各協会紹介

○山梨協会

<協会の概要>

山梨協会は山梨県甲府市を走るJR身延線国母駅の約300m東に位置し社員数122名の小さな協会です。甲府といえば甲府盆地、四方を山々に囲まれ夏は高温多湿、冬は底冷えする地域です。しかし「住めば都」一年を通して晴れ間が多く公嘱協会の事業（測量、登記業務・14条地図作成作業など）も順調に行えています。山梨と聞けば富士山と武田信玄、富士山は甲府市や甲府郊外から望め「美しい富士」を堪能しています。武田信玄は全国的にも有名な武将であり去年放映されたNHK「どうする家康」でもしばしば登場した人物です。甲府市北部には「武田神社」があり信玄公はそこに祀られています。



武田神社鳥居



武田神社本殿

現在、山梨県では東京の品川と名古屋を結ぶ中央リニア新幹線の建設と用地買収が同時進行（用地買収さ

れた箇所は土地分筆登記等を申請）しています。甲府市大津町にはリニア駅が建設されますので一日も早い完成が待たれるところです。

<事務局の紹介>

山梨協会の事務局は土地家屋調査士会と同じ事務局で事務局長（調査士会と公嘱協会を兼務）と職員2名（調査士会1名・公嘱協会1名）で事務職全般・社員への連絡事務を行っています。事務局は女性3名で構成されキメ細かい気配りは社員からも高い信頼を得ています。役員は理事長、副理事長2名、常任理事4名、理事8名、専務理事1名、監事2名で構成され理事会は年6回開催されています。

<14条地図作成事業>

山梨協会の法14条地図作成作業は法務省の10ヵ年計画に従い8年前から甲府市地区を毎年一地区ずつ実施し、一昨年中央市地区へ移行して実施しています。入札には県外からの参加もありますが山梨協会が落札しています。作業は社員約30名が従事し3班編成で行っています。毎年、土地境界線の確定率は99%を超えており「よい地図」が作成できていると思います。これからも法14条地図作成作業が続く限り誠意を持って土地所有者と会話し「よい地図」を作成していきたいと考えています。

<協会の自主事業>

協会の公益目的事業は「登記基準点設置事業」「シンボル建物表題登記事業」「高等学校の出前授業」を実施しています。山梨協会は県内を6地区に分けて登記基準点設置事業とシンボル建物表題登記事業は各地区を一年ごとに持ち回りで実施しています。登記基準点設置事業は土地の売買が見込まれる地域の一路線を選定し行っています。シンボル建物表題登記事業は地方公共団体が所有する大規模な未登記建物を一棟ずつ建物表題登記しています。出前授業は毎年、山梨県立甲府工業高等学校へ出向いて実施しており、内容は「ドローン測定の操作」「電子平板測量の実習」「トランシットの据付け」「歩測体験」を実施しています。これからの日本を支える若い世代と接して会話をすることは貴重な時間です。これからも続けていきたいと思っています。

<今後の展望>

今後の協会活動としては今まで通りの活動は継続すると共に法務省による登記所備付け地図作成作業が終了したとしても県内市町村に対し国土調査事業を実施したが筆界未定地が多く認証を受けることが出来なかった地区の国土調査事業を受託していきたいと考えています。また狭隘道路解消に向けて各官公庁へ啓発活動も行っていきたいと考えています。

○鹿児島協会

<鹿児島県の紹介>

本県は、我が国本土の西南部に位置し、その総面積は約 9,186 km²で全国第 10 位、太平洋と東シナ海に囲まれた南北約 600 kmにわたる広大な県土を有しており、人口は約 156 万人(2022 年)です。

全国の中でも平均気温が高く、温暖な気候に恵まれており、錦江湾に浮かび今も火山活動が続いている桜島、中央部を南北に霧島火山帯が縦断し、北部の霧島から南海のトカラ列島まで 11 の活火山が分布しており、豊富な温泉にも恵まれている。また、県下のほとんどの地域が火山噴出物であるシラス層によって厚く覆われています。



桜島噴火

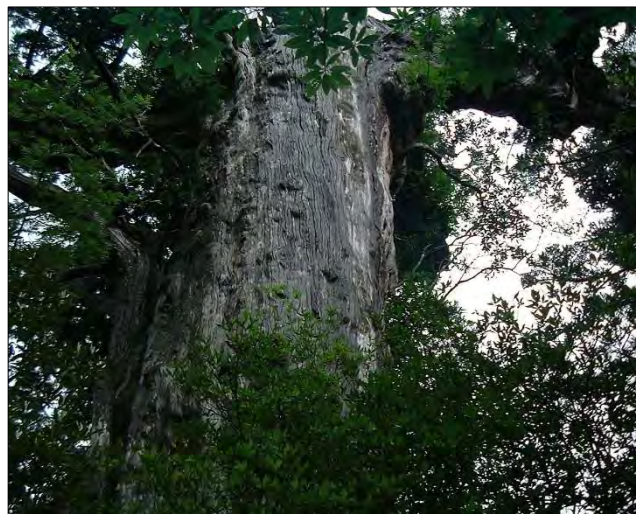
また、世界に誇る鹿児島の遺産群として、日本で初めて世界自然遺産に登録された「屋久島」、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」、そして 2021 年に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の 3 つの世界遺産があり、2 つの世界自然遺産を有する唯一の都道府県になりました。

このような豊かな自然環境は、農林水産業の優れた生産基盤をなしており、黒豚、黒毛和牛、黒糖、黒酢、お茶、焼酎などの豊富な食品、歴史を感じさせる名所、良質で豊かな温泉など魅力あふれる観光資源にもな

っています。

皆様、是非のんびりと鹿児島に来鹿(ライカ)して頂ければと思います。

おじゃったもんせ!(おいでください)



紀元杉

<協会の紹介>

当協会は、2023 年 6 月に中古ビルを購入し、リノベーションを行い、移転しました。1階 駐車場・2階 事務局・3階 会議室・4階 倉庫(鹿児島市上荒田町 10 番 24 号)



事務局外観

社員数は、186名 県下5地区で構成・事務局職員5名体制にて、官公署から信頼される適切かつ迅速丁寧な運営を心掛けています。



事務局室内

る国民の権利の明確化に寄与することに繋がられると確信しています。



桜島 GPS 観測

<事業概要>

鹿児島県・鹿児島市を中心に各市町村より受注しております。

登記所備付地図作成作業につきましても、毎年参加し業務効率化を目指して試行錯誤ではありますが、総括班を中心に少数精鋭にて進めています。

<自主事業>

- ・ 全体講演会を実施し、前回は衆議院議員の井林たつり(静岡県)講師と鹿児島地方法務局総括表示登記専門官をお迎えし、井林講師より「所有者不明土地問題」について、法務局より「官公署における筆界特定制度の活用」「改定土地・建物実地調査要領」についてご講演を頂きました。官公署職員・一般参加者を含め多くの方々にご参加頂き、盛会のうちに終了致しました。
- ・ 例年6月に、街区基準点の点検管理を行い、各自治体に報告しています。
- ・ 桜島 GPS 観測活動として、京都大学防災研究所桜島火山観測所の火山噴火予測などの研究に協力しています。

<協会の今後>

現在、県調査士会・県政治連盟と良い関係が築けており、防災減災の観点からも、三会が一体となって狭隘道路解消に力を入れて業務提案をしていければと考えております。他にも官民境界確認補助業務等の啓発活動も積極的に行いたいと思います。

公益法人として10年の節目を迎えましたが、官公署・国民からさらなる信頼を得られれば、不動産に係



会務報告

○「狭あい道路解消シンポジウム」開催報告

さる10月24日(火)兵庫県神戸市において「狭あい道路シンポジウム」が盛大に開催されました。このシンポジウムは日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)が一体となり取り組んだ事業となります。日調連は設立から73年、全調政連では22年、全公連では37年と大変長い時間が経ちましたが、今回三つの組織が緊密に連携し共同して事業を行えたことは大変大きな喜びです。

そこでシンポジウムの詳細は別の紙面に譲ることとして、ここではシンポジウムに至る経過を含めて報告します。

<三団体及び開催予定地となる調査士会長との事前打合せと活動>

狭あい道路解消に向けた取り組みとして、三団体で協調してシンポジウムの開催を決定しました。

5月1日に第1回三団体打合せ、6月13日に第2回三団体打合せ、7月19日に第3回三団体打合せを開催し、開催日時や施設の検討、シンポジウムにおける講師や講演内容、講師への内諾に向けての交渉と正式依頼、官公署等への後援依頼など多岐にわたり検討の上、準備、実行した結果、8月18日付け日調連発第143号にて各会会長宛てに開催通知が発出され、その写しが同月23日付け全公連発第112号にて全協会にも開催案内パンフレットとともに発出され、全国に向けて開催が公表されました。

土地家屋調査士の業界以外への開催案内については、兵庫県を中心に近畿ブロック内及び近隣県への開催案内をすることに決定し、議員関係の皆様には各地域の土地家屋調査士政治連盟の役員の皆様が、官公署や地方公共団体担当の皆様には公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員の皆様が中心となって配布されました。

一方で、開催地となる兵庫県土地家屋調査士会では、会長の三嶋様を実行委員長として詳細な準備と調整が進められました。

また、開催が近づく10月4日付け日調連発第177号においてシンポジウムに来場できない土地家屋調査士会員を対象としたライブ配信をすることを各会長宛てに報告するとともに、ライブ配信は関係議員及

び地方自治体からの希望があった場合には視聴できるように通知されました。

<狭あい道路解消シンポジウム>

開催日時 令和5年10月24日(火)13~17時

開催場所 神戸文化ホール 中ホール

講演内容 以下のとおり

「阪神淡路大震災の教訓から」

前神戸市消防局長 鍵本 敦氏

「岡崎市の狭あい道路解消の現状」

岡崎市役所都市政策部住環境整備課 次長 牧野泰司氏

「狭あい道路の解消に向けた国土交通省の取組みについて」

国土交通省住宅局市街地建築課 課長 村上慶裕氏

「街づくりにはたす土地家屋調査士の役割」

参議院議員 国土交通省前副大臣 豊田俊郎氏



神戸市鍵本前局長



豊田前国交副大臣



国交省村上課長



岡崎市牧野次長

当日は、官公署から30名、議員関係者で160名、土地家屋調査士300名、一般参加者も数名が参加され、500名を超える方が会場にお集りくださいました。

本シンポジウムの開催により、狭あい道路の解消に

向け少しでも円滑に進み、災害に強い地域づくりの一助になればと思っております。

このように今後も三団体の共同事業が大きく社会に有意義な公益運動となるよう祈念して報告いたします。



会場風景

(副会長 堀次夫)

○第2回研修会報告

令和5年11月13日(月)、14日(火)にわたり、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下全公連)の令和5年度第2回研修会を開催しました。

日程は1日目の榊原会長の挨拶から始まり、日本土地家屋調査士会連合会(以下日調連)岡田潤一郎会長、全国土地家屋調査士政治連盟(以下全調政連)椎名勤

会長、後半は全公連の学術顧問である寶金敏明先生から、これからの土地家屋調査士業界の展望、方向性についての講演、2日目は報告会及び情報交換として、中部ブロック協議会、福岡協会及び愛知協会から報告がありました。



会場風景

1 会長挨拶

神戸市で開催された「狭あい道路シンポジウム」のお礼と、同シンポジウムが来年金沢市で開催されることの紹介と協力をお願いを述べ、現在日調連、全調政連及び全公連の3会が良好な協力関係にあり、各関係法令の整備が行われる中、その展望と方向性を確認すべく研修会を開催する。各単位協会におかれても更なる発展のため有意義な研修会となることを願っていると挨拶がありました。その後花本政秋研修担当副会長から研修会の趣旨説明があり、この研修会が各協会の参考となり今後の進むべき方向につなげてほしいと述べ、研修会が開始しました。



榊原会長

2 土地家屋調査士の将来展望と今後の日調連の活動

講師 岡田潤一郎日調連会長

土地家屋調査士法改正の経過を述べられた後、将来展望と今後の日調連の活動として、今年度も地図作成事業が「骨太の方針」に盛り込まれ、さらに成長戦略のフォローアップにも取り上げられたと報告がされました。今後の方針として引き続き地図作成事業に注力する。相続登記義務化について協力を継続する。狭



日調連岡田会長

あい道路事業についてこれからも3会が協力しその輪を拡げていく。教育の現場で登記についての啓発に努力する。今後政策・予算要望について政治との係わりを深め、次の土地家屋調査士法改正にも取り組みたいと述べられました。

3 法改正に向けた全調政連の活動について

講師 椎名勤全調政連会長

現在筆界特定制度と公嘱協会は不都合な関係にあり、是正すべく法改正に努力したいが、それには社会的事実、立法事実の積み上げが必要である。その点全公連も協力してほしい。法改正は3会の連携がなければ実現しない。私たちは政治的な活動に不慣れな故に苦い経験があるが、それを糧になんとかして法改正を成し遂げたいと述べられました。



全調政連椎名会長

4 『旧法定外公共物に関する境界確定事務等取り扱い要領』（省令）の改正が、今後の土地家屋調査士業務ないし公嘱業務に及ぼす影響について

全公連学術顧問 弁護士 寶金敏明先生

この度財務省から「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」（省令）が改正された。その中では境界確定の定義として「筆界を確認する・・・」という言葉が盛り込まれている。今後官公署に大きな影響を及ぼすものと考えられる。土地家屋調査士、公嘱協会は上記の省令改正、令和3年民法等改正及び令和4年登記官指針の改定を絶好の機会ととらえ行動すべきである。そこで具体的に官民境界協議に先立つ官民筆界調査の実施、また土地家屋調査士を中心として官公署、他各業界をも巻き込み「土地問題協議会」を立ち上げることを提唱されました。



寶金講師

5 報告及び情報交換

中部ブロック協議会、福岡協会、愛知協会
2日目は報告として中部ブロック協議会のきっかけ作り委員会委員長であった岐阜協会の林克憲様から「きっかけづくり委員会の活動」、福岡協会業務委員長白水卓治様と愛知協会副理事長服部修司様から「業務の進捗管理及び成果品のチェック」、全公連伊藤秀樹副会長から愛知協会における「狭あい道路解消嘱託業務」についてそれぞれ報告があり、その後質疑応答に至りました。



林講師



白水講師



服部講師



伊藤副会長



会場風景

最後に法改正の過渡期にある私たちに、進むべき方向と勇気を与えて下さった諸先生方に深く感謝申し上げます。

(理事 矢野太一)

1. 令和5年度全国理事長会議開催案内

令和5年度全国理事長会議は以下の日程により開催することとなりました。

日 程 令和6年2月13日(火) 13時30分～
14日(水) 正午

開催場所 ホテルメトロポリタンエドモント
2階「万里」

1日目は、三井住友海上担当者から全公連団体保険の案内と事故事例の報告、令和5年度事業経過報告と令和6年度事業計画(案)について、全国の理事長による意見交換会「仮テーマ：①登記所備付地図作成作業の取組みと効率的作業方法、②社員研修及び役員研修の開催実績と課題、③狭あい道路解消業務関係、④一般競争入札の現状と今後の課題、⑤関東地方整備局における品質確保基準価格の設定と現状、⑥その他各協会からのテーマ要望等」などを予定しています。

2日目は意見交換会2日目、講演「仮題：公嘱協会の今後の役割」衆議院議員井林たつゆり氏を予定しています。

なお、内容等を変更する場合がございますのでご了承願います。

(広報委員会)

2. 会議経過及び今後の会議予定

令和5年

10月4日	東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会定時総会(山形開催)
10月6日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会定時総会(奈良開催)
10月6～7日	四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会定時総会及び研修会(愛媛開催)
10月16日	第5回正副会長会議(東京開催)
10月16日	第2回監査会(東京開催)
10月20日	九州ブロック公共嘱託登記土地家

	屋調査士協会連絡協議会定時総会(鹿児島開催)
10月22～23日	関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会及び研修会(山梨開催)
10月24日	狭あい道路解消シンポジウム(兵庫開催)
10月25日	第6回理事会(兵庫開催)
11月9日	土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会
11月13～14日	第2回研修会(東京開催)
11月21日	第2回公共嘱託登記委託歩掛検討委員会(Web開催)
11月28日	第3回研修担当打合せ(Web開催)
12月4～5日	第6回正副会長会議(東京開催)
12月8日	第3回公共嘱託登記委託歩掛検討委員会(Web開催)
12月21日	第4回研修担当打合せ(Web開催)
12月22日	第2回広報委員会(東京開催)

令和6年

1月17～18日	第7回正副会長会議(東京開催)
1月17日	令和6年新春交流会(東京開催)
2月13日	第7回理事会(東京開催)
2月13～14日	全国理事長会議(東京開催)
2月14日	第8回理事会(東京開催)

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。

(広報委員会)

①完全自立型ポール「立ちます」 (特許出願済)

人手不足を補い、一人作業が可能に

- センサー技術により完全自立
- 付属装置をつければ、離れた所から方向、角度のコントロール可能
- 埋立地・農地など広大な敷地調査でも力量を発揮
- センサー技術とドローン技術をフル活用
- 水準級標準装備

「近日販売開始予定」



【引照点標の上で完全自立】



【ミニプリズム仕様】



【埋立地や農地など広大な計測にも大活躍】



【専用雲台で離れた所から方向自在】

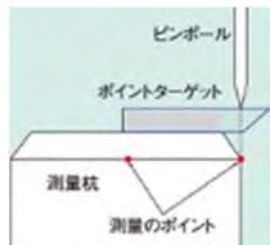
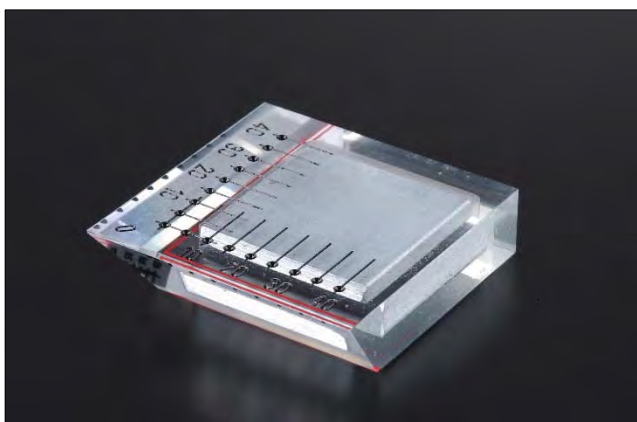
②コノエポイントターゲット

測定しにくい角や辺のポイント決めに！

測定しにくい角や辺のポイント決めに便利。コンパクトな透明樹脂製。
測量境界杭に乗せるだけでOK!

コノエポイントターゲットは、測量境界杭の角や辺のポイントを計測するための補助器具です。透明樹脂製で、表面にメモリが刻んであり、ポイントターゲットを測量杭のポイントに合わせるだけでOK。測定しにくい角や辺のピンポールを乗せるポイントが、簡単に決まります。コンパクトで携帯しやすく頑丈です。

内部に重りが封入されているので、位置決めの際のズレを防ぎます。



③コノエピタット

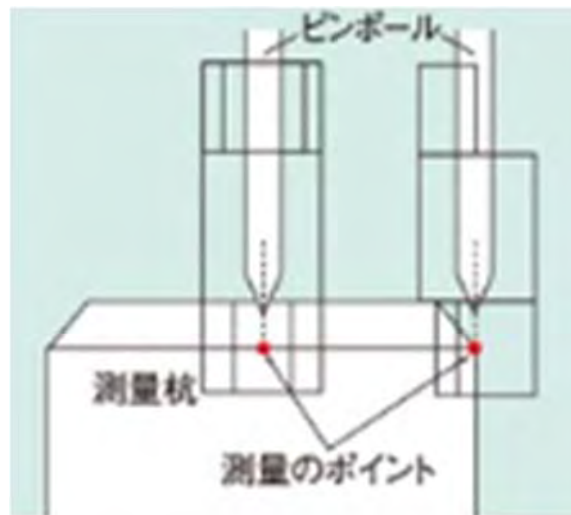
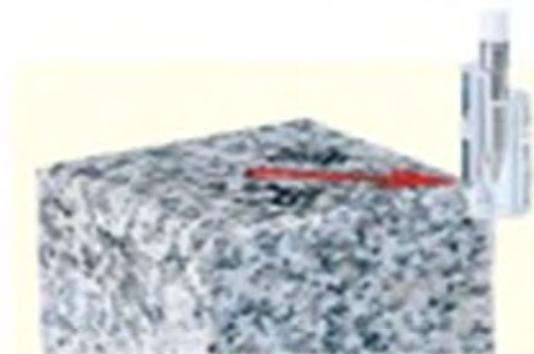
角や辺の測量に抜群！

測量境界杭に添えるだけ。

ピンポールをガッチリ固定。



コノエピタットは、測量境界杭の角や辺のポイントを測定するための補助器具です。透明樹脂製で、本体の穴にピンポールを差し込んで測量杭のポイントに添えるだけでOK。測定しにくい角や辺のポイントが、簡単に決まります。コンパクトで携帯しやすく頑丈。



ご意見募集

コノエでは現場でご活躍の皆様方から頂いたご意見、アイデアやヒント、企画を、製品化・企画化する事に取り組んでおります。どんな小さなことでも結構です、下記担当者にご連絡下さい。

株式会社 コノエ

<http://www.konoe.co.jp/>

測量事業本部 水嶋 宏道

E-mail:h.mizushima@konoe.co.jp

〒578-0957 大阪府東大阪市本庄中2丁目3番36号

Tel: 06-6747-6051 Fax: 06-6747-6053

全国お役所百景：神戸市役所



神戸市役所展望台からの外観



地理院地図 GSI Maps より作成



神戸市役所外観

編集後記

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

被災された皆様が1日も早く元の生活に戻れますように心より祈念申し上げます。

また、本号は1月発刊に向けて昨年末に編集していたため、被災された方にはご不快に思われる表現等が見受けられますが、何卒ご容赦願います。

さて、昨今の異常気象にも負けず、協会社員の皆様には新しい年を迎えられたことと思います。私は昨年、コロナワクチン・インフルエンザの予防接種を受けたにも係わらず両方に感染をし、悲惨な思いを致しました。皆様にはご注意をして頂ければと思います。

昨年度までに所有者不明土地問題に端を発し、「土地基本法の一部改正」「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱い

について」

「民法改正、相続土地国庫帰属制度」

「旧法定外公共物に関する境界確定事務取扱要領」と、目まぐるしい法改正に加え、国はデジタル田園都市構想へ向け最新技術の活用を進めており、協会業務の環境も見直しの時期が来ているように感じます。

本年は、改めて全公連の14条管理システム及びGISを使った官民協働事業の啓発及び日本土地家屋調査士会連合会による、あくまで参考資料としての登記手続の現状の実態に即しての土地家屋調査士報酬額算定参考資料に沿った公嘱協会報酬額改正の対応を検討協議しております。

本年も行政に必要とされる協会を目指せる様、業務に励んでいきたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

(担当副会長 望月 繁和)

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

(広報委員会)



令和6年1月1日発刊
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号
シティ音羽2階205号
Tel (03) 5976-6761 Fax (03) 5976-6762
HP アドレス <http://www.zenkoren.jp/>
担当：広報委員会